様式第５号（第13条関係）

　　　　第　　　　　号

　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

沖縄県知事

弁明通知書

　　　　　が行った遊漁船業務が下記のとおり遊漁船業の適正化に関する法律（以下「法」という。）に違反するので、法第　　条の規定により、不利益処分を行うこととしております。

　よって、行政手続法第13条第1項の規定により、弁明の機会を設けますので、下記により弁明書及び証拠書類等を提出してください。

記

　１　弁明の件名

　２　不利益処分の内容と根拠法令の条項

　３　不利益処分の原因となる事実

　４　弁明書の提出先

　５　提出期限　　　　　　　年　　月　　日

　６　その他

　（１）提出期限間までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する書類資料（不利益処分調書）を閲覧できます。

　（２）代理人を選任できます。（この場合、代理人選任届を提出してください。）

　（３）提出期限までに弁明書が提出されないときは、弁明の機会を放棄したものとみなします。